

5 新監査第 51 号
令和 5 年 4 月 28 日

請求人 様

| | |
|---------|---------|
| 新宿区監査委員 | 白 井 裕 子 |
| 同 | 小 池 勇 士 |
| 同 | 國 井 政 利 |
| 同 | 井下田 栄 一 |

新宿区職員措置請求について（通知）

令和 5 年 3 月 27 日付けで提出された新宿区職員措置請求書に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人は、令和 5 年 3 月 27 日、新宿区監査委員（以下「委員」という。）に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている特定の被保護者（以下「本件被保護者」という。）に係る住宅扶助について、通常基準の住宅扶助額により支給すべきところ、特別基準認定額の認定基準を適用した額により支給をしていること及び区は、本件被保護者の同法第 61 条に規定する届出の義務について、監督すべき立場であるにもかかわらず、これを怠り続けていることは、同法及び関連通達の要件解釈を誤っている点で違法又は不当である旨の住民監査請求を行った。

委員は、当該住民監査請求に係る要件審査を行い、4 月 12 日、請求人に対し請求人の主張する本件被保護者の状況についての事実証明書を提出する旨、合議により補正を求めた。

これに対し、請求人は、4 月 19 日、当該事実を証するとする書面を委員に提出した。

2 却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求では、地方公共団体の住民が、地方公共団体の執行機関又は職員に

ついて、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときは、これを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求めることができるとされている。

本件請求において、請求人は、本件被保護者に係る住宅扶助の額の認定に当たり、「本件被保護者は、特別基準認定額の認定基準に該当しない」旨を主張している。

本件請求において、請求人から当初提出された書面等の内容からは、「本件被保護者は、特別基準認定額の認定基準に該当しない」ことを証する事実証明書であるとは認められず、当該書面では、違法又は不当とする事実を証する書面が添付されているとはいえないため、委員は、補正要求により、事実を証する書面の提出を求めた。

請求人は、当該補正要求に基づき、追加で事実を証するとする書面を委員に提出したが、当該書面において、陳述書は賃貸物件の仲介者からの聞き取りを記憶に基づいて述べたものにすぎないこと、また、退院療養計画書は本件被保護者が療養を要することを証するものにすぎないことから、本件被保護者が特別基準認定額の認定基準に該当しない事実を証する書面と解することはできなかった。

したがって、請求人は、本件請求に係る事実の違法性・不当性を適示しているとは認められない。

住民監査請求においては、「事実を証する書面を添付しなければならないとされているが（地方自治法第 242 条第 1 項）、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」（平成 21 年 6 月 30 日大阪高裁判決）とされている。

よって、本件請求は法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものとは認められず、同条に定める住民監査請求として不適法であるため、同条第 5 項に定める監査を実施しない。